

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス事業者物価高騰対策助成事業	<p>①原油価格・物価高騰等により経済活動に影響を受けている市内介護サービス事業者及び特別養護老人ホーム等への支援</p> <p>②市内介護サービスへの助成金</p> <p>③通所系介護サービス:利用者の送迎または利用者宅への訪問に使用した事業所所有の自動車1台につき1,700円(月額)×月数(最大6か月) 5事業所(推計19台)=194千円</p> <p>訪問系介護サービス:利用者の送迎または利用者宅への訪問に使用した事業所所有の自動車1台につき900円(月額)×月数(最大6か月) 1事業所(推計2台)=11千円</p> <p>施設系サービス等:入所者数×物価高騰影響額(3,468円)×月数(最大6月(10~3月分))(推計605人)=12,599千円</p> <p>④市内地域密着型介護サービス事業所、市内高齢者施設等(地方公共団体が受益者となる事業所は含まれない。)</p>	R7.1	R7.4以降
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	教育施設等物価高騰緊急対策事業助成金	<p>①原油価格・物価高騰により経済活動に影響を受けている市内教育施設及び一時預かり事業への支援</p> <p>②市内幼稚園等への助成金</p> <p>③市内教育施設:給食提供施設在籍児童一人につき950円×下半期の各月月初在籍数(推計3,358人)=3,191千円</p> <p>一時預かり事業:事業実施月につき10,000円×3園×6ヶ月(給食実施の有無で区別しない)=180千円</p> <p>④市内教育施設及び一時預かり事業者(地方公共団体が受益者となる事業所は含まれない。)</p>	R7.1	R7.4以降
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費保護者負担軽減事業補助金	<p>①物価高騰により経済的な影響を受けている羽村市立小・中学校に通う児童生徒の保護者への支援として、食糧費等の高騰に伴い令和6年4月に改定した給食費について、改定分相当額を給食組合に対し補助を実施</p> <p>②羽村・瑞穂地区学校給食組合への補助金(学校給食費保護者負担分)</p> <p>③対象者数×令和6年4月から令和7年3月の1年間の単価増分</p> <p>(小学生)年額7,370円が物価高騰による増加分 低学年655人×7,370円=4,827千円 中学年705人×7,370円=5,196千円 高学年756人×7,370円=5,572千円 (中学生)年額9,020円が物価高騰による増加分 1,155人×9,020=10,418千円 合計26,013千円 ※26,013千円のうち、13,000千円に都補助金を充当。 13,013円は一般財源。</p> <p>④羽村・瑞穂地区学校給食組合(羽村市立小・中学校に通う児童生徒の保護者)</p>	R6.4	R7.4以降